

平成20年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第2条第1項の規定により、平成20年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について公表します。

平成21年9月14日

日出町長 工 藤 義 見

1 平成20年度健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (14.58)	— (19.58)	12.9 (25.0)	79.8 (350.0)

備考

- 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、それぞれ実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、「—」を記載している。
- 2 括弧内の数値は、早期健全化基準を記載している。

2 平成20年度資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
簡易水道特別会計	—	20.0
公共下水道事業特別会計	—	20.0
漁業集落排水事業特別会計	—	20.0
農業集落排水事業特別会計	—	20.0

備考

- 1 資金不足比率は、資金不足額がないため、「—」を記載している。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の概要

【法律の目的】

第1条

この法律は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とする。

1 健全化判断比率の公表等

地方公共団体は、毎年度、以下の「健全化判断比率」を監査委員の審査に付したうえで、議会に報告し、公表しなければならない。

- ① 実質赤字比率
- ② 連結実質赤字比率
- ③ 実質公債費比率
- ④ 将来負担比率

2 財政の早期健全化

(1) 財政健全化計画

「健全化判断比率」のうちのいずれかが「早期健全化基準」以上の場合には、「財政健全化計画」を定めなければならない。

(2) 財政健全化計画の策定手続等

財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、都道府県知事へ報告し、毎年度、その実施状況を議会に報告し公表する。

(3) 国等の勧告等

財政健全化計画の実施状況を踏まえ、財政の早期健全化が著しく困難であると認められるときは、都道府県知事は、必要な勧告をすることができる。

3 財政の再生

(1) 財政再生計画

「再生判断比率」（1①～③）のいずれかが「財政再生基準」以上の場合には、「財政再生計画」を定めなければならない。

(2) 財政再生計画の策定手続、国の同意等

- 財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表する。
- 財政再生計画は、総務大臣に協議し、その同意を求めることができる。
- 財政再生計画を定めている地方公共団体（財政再生団体）は、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する。

(3) 地方債の起債の制限

再生判断比率のうちのいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体は、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができない。

(4) 地方財政法第5条（地方債の制限）の特例

財政再生計画に同意を得た財政再生団体は、収支不足額を振り替えるため、地方財政法第5条の規定にかかわらず、総務大臣の許可を受けて、償還年限が財政再生計画の計画期間内である地方債（再生振替特例債）を起すことができる。

(5) 国の勧告、配慮等

- 財政再生団体の財政の運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、総務大臣は、予算の変更等必要な措置を勧告できる。
- 再生振替特例債の資金に対する配慮等、財政再生計画の円滑な実施について国及び他の地方公共団体は適切な配慮を行う。

4 公営企業の経営の健全化

公営企業を経営する地方公共団体は、毎年度、公営企業ごとに資金不足比率を監査委員の審査に付したうえで議会に報告し、公表する。これが経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならないこととし、2(2)、(3)及び5(1)と同様の仕組みを設ける。

5 その他

(1) 外部監査

地方公共団体の長は、健全化判断比率のうちのいずれかが早期健全化基準以上となった場合等には、個別外部監査契約に基づく監査を求めなければならない。

(2) 施行期日等

- 健全化判断比率の公表は、公布後1年以内から、他の義務付け規定については、地方公共団体の予算編成機会の付与等の観点から、平成20年度決算に基づく措置から適用する。
- 国等に対する寄附を当分の間原則禁止することとしている現行再建法の規定を引き続き設ける。

健全化判断比率・資金不足比率の算定方法

実質赤字比率

$$= \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

● 一般会計等の実質赤字額

- ・ 一般会計及び土地区画整理事業特別会計における実質赤字の額
- ・ 実質赤字額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

● 標準財政規模

- ・ 地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう一般財源の規模を示すもので、地方交付税法で定める方法により算定した収入見込額に普通交付税額と臨時財政対策債発行可能額を加えた額

連結実質赤字比率

$$= \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

● 連結実質赤字額 (①と②の合計額が③と④の合計額を超える場合の当該超える額)

- ① 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の額
- ② 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ・ 公営企業の特別会計：
 - 水道事業会計
 - 簡易水道特別会計
 - 公共下水道事業特別会計
 - 漁業集落排水事業特別会計
 - 農業集落排水事業特別会計
- ③ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の額
- ④ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

実質公債費比率
(3か年平均)

$$= \frac{\begin{aligned} &(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - \\ &(\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{aligned}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

● 準元利償還金 (①から⑤までの合計額)

- ① 満期一括償還地方債について、1年当たりの元金償還金相当額
- ② 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ③ 組合等への負担金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ・ 組合等：
 - 別杵速見地域広域市町村圏事務組合
 - 杵築速見環境浄化組合
 - 杵築速見消防組合
- ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ⑤ 一時借入金の利子

● 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

- ・ 災害復旧等に係る基準財政需要額及び事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費

将来負担比率

$$= \frac{\text{将来負担額一（充当可能基金額＋特定財源見込額＋地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額）}}{\text{標準財政規模一（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

● 将来負担額（①から⑧までの合計額）

- ① 一般会計等の平成20年度末地方債現在高
- ② 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
- ③ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
- ④ 町が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる負担等見込額
- ⑤ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ⑥ 町が設立した一定の法人の負債の額のうち、当該法人の財務及び経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ・ 町が設立した一定の法人：日出町土地開発公社
- ⑦ 連結実質赤字額
- ⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

● 充当可能基金額

- ・ ①から⑥までの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

● 特定財源見込額

- ・ ①と②の合計額
 - ① ふるさと融資元金償還金
 - ② 公営住宅使用料のうち公営住宅の建設に係る地方債の元金償還金等に充てることができる使用料

資金不足比率

$$= \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

● 資金の不足額

- ・ 資金不足比率（地方公営企業法適用企業）の場合
（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額
- ・ 資金不足比率（地方公営企業法非適用企業）の場合
（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高）－解消可能資金不足額
- ※ 解消可能資産不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

● 事業の規模

- ・ 事業の規模（地方公営企業法適用企業）の場合
営業収益の額－受託工事収益の額
- ・ 事業の規模（地方公営企業法非適用企業）の場合
営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

※ 日出町の公営企業の状況

（単位：千円）

会計名	法適用の有無	資金の不足額	事業の規模
水道事業会計	有	—	392,127
簡易水道特別会計	無	—	9,222
公共下水道事業特別会計	無	—	181,344
漁業集落排水事業特別会計	無	—	7,950
農業集落排水事業特別会計	無	—	7,431